

第1回 十七条の憲法

原文（日本書紀）

十七条の憲法 第一条 一曰。以和為貴，無忤為宗。人皆有黨，亦少達者。是以或不順君父，乍違于隣里。然，上和下睦，諧於論事，則事理自通。何事不成。

読み下し文

十七条の憲法 第一条 一に曰く、和を以って貴しとなし、忤うこと無きを宗となす。

人みな党あり、また達れるもの少なし。ここをもって、あるいは君父に順わず、また隣里に違ふ。

しかれども、上和ぎ、下睦びて、事を論ずるに諧うときは、すなわち事理おのずから通ず。何事か成らざらん。

現代語訳

十七条の憲法 第1条 一にいう。和をなによりも大切なものとし、いさかいをおこさぬことを根本としなさい。

人はグループをつくりたがり、悟りきった人格者は少ない。それだから、君主や父親のいうことに従わなかったり、近隣の人たちともうまくいかない。

しかし、上の者も下の者も協調・親睦の気持ちをもって論議するなら、おのずからものごとの道理にかなう、どんなことも成し遂げられるものだ。

参考資料 『論語』 子路編

原文

子曰、君子和而不同、小人同而不和。

読み下し文

子曰く、君子は和して同せず。小人は同じて和せず。

現代語訳

孔子の言葉です。「立派な人物は人と協調はするが、人に媚びたり流されたりはしない。つまらない人物は人に媚びたり流されたりはするが、人と協調することはない。」